

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により当該特例非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、当該株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。	被相続人	
	経営承継相続人等	

1 特例非上場株式等に係る会社				
① 会社名		⑥ 相続開始の時ににおける従業員数	人	
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)	⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名		
③ 事業種目		⑧ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日	平成 年 月 日
④ 相続開始の時ににおける資本金の額	円		認定番号	
⑤ 相続開始の時ににおける資本準備金の額	円			
(注) 1 ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 2 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。				

2 特例非上場株式等の明細				
① 相続開始の時ににおける発行済株式等の総数等	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額	⑤ 価額 (③ × ④)
株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A 円
(注) 1 ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 2 ③欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算」の④欄の数等が限度となります。 3 ④欄の金額は、相続開始の時ににおける価額を記入します。 4 A欄の金額(⑤欄の金額)を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に移記します。なお、この明細書以外に第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の金額の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。				

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算				
この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。				
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ (①-②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のいずれか少ない方の数等)	
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第11号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等の同族関係者(注1)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(注2)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・					円	
・	・						
・	・						
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社のすべての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合($\frac{②}{③}$)						%	
上記の明細の内容に相違ありません。						平成 年 月 日	
所在地						_____	
会社名						_____	
代表者氏名						_____ 印	
(注) 1 経営承継相続人等の同族関係者とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係のある者をいいます。 2 ①欄の金額は、相続開始の時ににおける価額を記入します。なお、会社が相続開始の時ににおいて現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。 3 ③欄の金額は会社のすべての資産の相続開始の時ににおける価額の合計額を記入します。 4 ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 5 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。							

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認			
---------	--------	---	----	----	--	--	--